

審査基準

- 旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定（第34条第3項第2号）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法施行令
根拠条項	第34条第3項第2号
処分の概要	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	14日(行政庁の休日含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係
決裁区分等	交通部運転免許課長